

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第61号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和25年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 544 560 576"><u>肥料取締法施行細則</u></p> <p data-bbox="250 588 336 620">（趣旨）</p> <p data-bbox="203 635 1104 831">第1条 この規則は、<u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>肥料取締法施行令</u>（昭和25年政令第198号。以下「施行令」という。）及び<u>肥料取締法施行規則</u>（昭和25年農林省令第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="250 884 600 916">（事故肥料譲渡許可申請書）</p> <p data-bbox="203 930 1104 1003">第2条 <u>施行令第3条の規定による事故肥料の譲渡許可申請書は別記様式第1号により正副各1通を提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="250 1018 542 1050">（事故肥料譲渡許可証）</p> <p data-bbox="203 1064 1104 1137">第3条 <u>施行令第4条による事故肥料の譲渡許可証は別記様式第2号による。</u></p> <p data-bbox="250 1152 394 1184">（表示命令）</p> <p data-bbox="203 1198 1104 1390">第4条 別表の左欄に掲げる普通肥料（法第4条第1項第7号又は<u>同条第2項の規定による知事の登録を受けた普通肥料及び法第16条の2第1項又は第2項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料</u>に限る。）の生産業者は、当該普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に同表の左欄に掲げる区分に</p>	<p data-bbox="1214 544 1778 576"><u>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</u></p> <p data-bbox="1178 588 1263 620">（趣旨）</p> <p data-bbox="1131 635 2031 869">第1条 この規則は、<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行令</u>（昭和25年政令第198号。以下「施行令」という。）及び<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則</u>（昭和25年農林省令第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1178 884 1527 916">（事故肥料譲渡許可申請書）</p> <p data-bbox="1131 930 2031 1003">第2条 <u>施行令第6条の事故肥料譲渡許可申請書は、別記様式第1号によるものとし、正副各1通を提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1178 1018 1469 1050">（事故肥料譲渡許可証）</p> <p data-bbox="1131 1064 2031 1137">第3条 <u>施行令第7条の事故肥料譲渡許可証は、別記様式第2号による。</u></p> <p data-bbox="1178 1152 1321 1184">（表示命令）</p> <p data-bbox="1131 1198 2031 1390">第4条 別表の左欄に掲げる普通肥料（法第4条第1項第7号又は<u>同条第3項の規定による知事の登録を受けた普通肥料及び法第16条の2第1項又は第2項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料</u>に限る。）の生産業者は、当該普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に同表の左欄に掲げる区分に</p>

改正前	改正後
応じ、同表の右欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。	応じ、同表の右欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

事故肥料譲渡許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

㊞

下記により事故肥料を譲渡したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項の規定により許可を申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 肥料の所在地
- 5 事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第4条第1項第3号に掲げる普通肥料にあっては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量とし、同条第2項第3号及び第4号に掲げる普通肥料（同条第1項第3号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあっては事故肥料発生前の肥料の数量及び法第17条第1項第3号の農林水産大臣が定める主要な成分（以下単に「主要な成分」という。）の含有量とし、法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる普通肥料（同条第1項第3号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあっては事故肥料発生前の肥料の数量、主要な成分の含有量及び原料として配合した同条第1項第3号に掲げる普通肥料の種類とします。）
- 6 譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量（法第4条第1項第3号に掲げる普通肥料にあっては譲渡しようとする肥料の数量及び有害成分の含有量とし、同条第2項第3号及び第4号に掲げる普通肥料（同条第1項第3号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあっては譲渡しようとする肥料の数量及び主要な成分の含有量とし、同条第2項第3号及び第4号に掲げる普通肥料（同条第1項第3号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあっては譲渡しようとする肥料の数量、主要な成分の含有量及び有害成分の含有量とします。）
- 7 事故の概要

- 備考
- 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができません。
 - 2 仮登録肥料及び指定混合肥料にあっては2の記載は不要です。

この様式に記載された個人情報は、事故肥料の譲渡の許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前							改正後																																																						
<u>様式第2号</u>							<u>様式第2号</u> (第3条関係)																																																						
略							略																																																						
<u>様式第5号</u>							<u>様式第5号</u> (第8条関係)																																																						
略							略																																																						
佐賀県知事 様							佐賀県知事 様																																																						
<p>下記のとおり肥料を生産したので<u>肥料取締法施行細則第8条の規定によりお届けします。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊞ (又は名称及び代表者氏名)</p> <p>記</p>							<p>住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊞</p> <p>下記のとおり肥料を生産したので、<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊞ (又は名称及び代表者氏名)</p> <p>記</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">肥料の 名称</th> <th rowspan="2">生産数 量 (㊞)</th> <th rowspan="2">販売金 額 (円)</th> <th colspan="3">複合肥料生産の場合</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>使用原 料名称</th> <th>原料の 数 量 (㊞)</th> <th>原料の 金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							肥料の 名称	生産数 量 (㊞)	販売金 額 (円)	複合肥料生産の場合			備考	使用原 料名称	原料の 数 量 (㊞)	原料の 金 額 (円)															<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">肥料の 名称</th> <th rowspan="2">生産数 量 (kg)</th> <th rowspan="2">販売金 額 (円)</th> <th colspan="3">複合肥料生産の場合</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>使用原 料名称</th> <th>原料の 数 量 (kg)</th> <th>原料の 金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							肥料の 名称	生産数 量 (kg)	販売金 額 (円)	複合肥料生産の場合			備考	使用原 料名称	原料の 数 量 (kg)	原料の 金 額 (円)														
肥料の 名称	生産数 量 (㊞)	販売金 額 (円)	複合肥料生産の場合			備考																																																							
			使用原 料名称	原料の 数 量 (㊞)	原料の 金 額 (円)																																																								
肥料の 名称	生産数 量 (kg)	販売金 額 (円)	複合肥料生産の場合			備考																																																							
			使用原 料名称	原料の 数 量 (kg)	原料の 金 額 (円)																																																								
略							略																																																						
<u>様式第6号</u>							<u>様式第6号</u> (第9条関係)																																																						
略							略																																																						

改正前	改正後																		
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p>住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊞</p> <p>下記のとおり肥料を販売したので<u>肥料取締法施行細則第9条</u>の規定によりお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 ㊞ (又は名称及び代表者氏名)</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="232 758 1106 904"> <thead> <tr> <th>肥料の名称</th> <th>数量 (㍑)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>様式第8号</p> <p>略</p> <p><u>肥料取締法</u>第7条の規定により上記のとおり登録する。</p> <p>略</p>	肥料の名称	数量 (㍑)	備考							<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p>住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊞</p> <p>下記のとおり肥料を生産したので、<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第9条</u>の規定により届け出ます。</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="1160 758 2033 904"> <thead> <tr> <th>肥料の名称</th> <th>数量 (kg)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>様式第8号 (第11条関係)</p> <p>略</p> <p><u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第7条の規定により上記のとおり登録する。</p> <p>略</p>	肥料の名称	数量 (kg)	備考						
肥料の名称	数量 (㍑)	備考																	
肥料の名称	数量 (kg)	備考																	

附 則
この規則は、令和2年12月1日から施行する。